



トピックス

★ 淀川つつみ市 ミナモ十三 8月8日± GRAND OPEN

これまでBBQ・自然体験教室・舟運と順次事業を開始してきた「淀川つつみ市 ミナモ十三」に、屋台飲食店が開業し、この夏グランドオープンします! 淀川の自然を活かした、多世代で楽しめるにぎわい空間へぜひお越しください。

グランドオープン

日時 **8月8日(土) 16:30から** ※翌日から通常営業

場所 **淀川河川敷十三エリア(十三東一丁目地先)**



施設内に駐車場・駐輪場はございません。お越しの際は公共交通機関もしくは周辺の駐輪場・駐車場をご利用ください。

●公共交通機関

阪急電鉄「十三」駅東改札口より徒歩約7分

屋台エリアでは大阪にゆかりのある22店舗(最大29店舗に拡大予定)の屋台が開業。様々な業態の屋台を多様なシーンで楽しめます!

シーンその1

河川敷での散歩後に
カフェでひと休み



シーンその2

たこ焼き、串カツ、
タコス等、
いろいろ味わう
屋台めぐりに



シーンその3

炉端焼き、海鮮居酒屋、
バル、イタリアン等、
梅田方面の景色を
楽しみながら



屋台エリアの
各テナント情報や
営業時間については
(Instagram)



BBQエリアの
予約については
(Instagram)



問合せ 株式会社RETOWN ☎06-6777-2554

淀川区要援護者名簿に登録しませんか?

日ごろの地域見守りネットワークを強化するために、平成27年度から「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しています。

※この取組は、大阪市が淀川区社会福祉協議会に委託して実施しています。

支援が必要と思われる方に対して、日ごろの見守り活動や、災害時における避難支援に備え、地域への情報提供に関する同意確認を行っています。

要援護者となる方

介護が必要な方

要介護3以上、要介護2以下で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上

日常生活に支援が必要な方

身体障がい1級・2級、知的障がいA、精神障がい1級、
視覚障がい・聴覚障がい3級・4級、音声・言語障がい3級、
肢体不自由(下肢・体幹機能障がい)3級

医療装置が常に必要な方

医療機器等への依存が高い難病患者

8月中に要援護者名簿登録への同意確認の書類を対象の方(令和8年に淀川区において新たに要援護者の対象となられた方)にお送りします。同意・不同意にかかわらず、ご提出をお願いします。

同意確認ができた方の情報については「要援護者名簿」に登録し、地域に提供することで、地域における日ごろの見守り活動や災害時の避難支援に活用します。



案内文



同意書



見守り相談室 工藤さん



見守り相談室 淀川区HP

問合せ 名簿・見守り 淀川区社会福祉協議会「見守り相談室」

保健福祉課(保健福祉)3階32番

避難支援 市民協働課(防災)4階41番

☎06-6394-2922

☎06-6308-9857

☎06-6308-9743

FAX 06-6394-2978

FAX 06-6885-0537

FAX 06-6885-0535

マイナンバーカードで便利に! お得に!

マイナンバーカードがあれば、コンビニで区役所よりも100円安く住民票の写し等が取得できます(戸籍証明のみ同額)。

時間 6:30~23:00(土日祝も対応)※臨時休止日あり 問合せ 窓口サービス課(住民登録)1階12番 ☎06-6308-9963

